

第3章 教育の質の更なる充実を目指した取組について

1 小中一貫教育の推進

平成19年の学校教育法の改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設され、現行の学習指導要領においては、小・中学校段階間の連携を促進するための工夫について明記され、これまで以上に小中一貫教育の重要性が示されました。

小中一貫教育は、小・中学校が目指す子ども像を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものであり、全国的に実践が増加しており、これまでに以下のような成果が報告されています。^{※1}

- 中1ギャップが緩和されている。
- 上級生が下級生の手本になろうとする意識が高まっている。
- 下級生の上級生に対する憧れの気持ちが高まっている。
- 異学年の児童生徒の交流が深まっている。
- 小・中学校共通で実践する取組が増えた。等

一方、課題としては、児童生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保が難しい、小・中学校の教職員間での打合せの時間が確保できない、といった報告があります。

また、平成26年の中央教育審議会においては、地域や児童生徒の実態に応じ、小・中学校段階の接続の円滑化を図ること、6－3制の学年段階の区切りに限らず4－3－2制や5－4制といった学年段階の柔軟な区切りを設定することなど、多様な教育実践を図ることをはじめとした、児童生徒の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムとしての小中一貫教育の制度化についても示しています^{※2}。

※1 平成27年2月文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査の結果」

※2 平成26年12月22日中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」

さらに、平成 27 年 6 月の「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」において、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校^{※1}が新たな学校の種類として規定され、小中一貫教育が制度化されました。

この義務教育学校の設置に当たっては、教員は小・中学校の免許状の併有が原則であること（当分の間は小・中学校どちらか一方の免許だけで良いとする暫定措置が取られている）や、小・中学校への教職員の配置を規定する「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」^{※2}の改正が未確定であり、改正後の具体的な内容が示されていないことから、平成 28 年 4 月時点での義務教育学校の設置状況は、全国で 22 校にとどまっている状況となっています。

このため、平成 28 年 3 月文部科学省において「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令」等の公布に伴い、義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校^{※3}、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校^{※4}の教育課程の基準の特例を定めることにより、更なる小中一貫教育の推進がなされるよう、運用の弾力化が図られています。

※1 義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校

[平成 27 年 7 月「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について」]

※2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

義務教育水準の維持向上のため、学級編制と教職員定数の標準について必要な事項を定める法律

※3 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

同一の設置者の下で、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小学校及び中学校

[平成 28 年 3 月「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について」]

※4 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校

異なる設置者の下で、小学校における教育と中学校における教育の一貫性に配慮した教育を施す小学校及び中学校

[平成 28 年 3 月「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について」]

本市においては、かねてから市内の全小・中学校において小中連携を推進しており、平成 26 年 4 月には、同一敷地内に小学校と中学校の校舎を一体的に整備した静浦小中一貫学校を開校し、以下のような成果が見られます。

(静浦小中一貫学校における成果)

<児童生徒の生活・行動に関すること>

- 9 年間の一貫した教育課程の編成により、小・中学校段階での指導の共通化が図られ、中 1 ギャップが見られなくなっている。
- 特に中学生段階の生徒が、下級生に穏やかに接するなど落ち着いた生活態度で学校生活を送っている。
- 学校行事をはじめ、日常的に異年齢交流が行われた結果、児童生徒の社会性が伸長している。
- 9 学年合同で実施する様々な体験活動を通じて、児童生徒が自分の役割を自覚し、責任のある行動がとれるようになってきている。

<学習・学力に関すること>

- 中学校籍の教員が小学生の授業を受け持つこと(乗り入れ授業)により小学生段階から専門性の高い授業を実施できるようになっている。
- 小学生段階から教科担任制を段階的に導入することで一人の児童に多くの教員が関わり、様々な視点で子どもの育ちを見ることが、各教科の専門性を生かした授業が実施できるようになった。
- 小・中学校教員の相互協力等により、発達の段階に応じた計画的・継続的な教育が図られ、学力の向上が見られている。

以上のように、小・中学校が目指す子ども像を共有するとともに 9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育には、全国的にも本市としても多くの成果が見られることから、今後、本市における小中一貫教育の推進は、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備、教育の質のさらなる充実につながると考えます。

しかし、小中一貫教育の推進を図るには、小学校及び中学校免許併有教員の割合が低いこと、教職員の小中一貫教育に対する研修の更なる充実が必要であること、義務教育を 9 年間の一体的な教育と捉えた小・中学校間の教職員の人事異動、などのいくつかの課題もあるため、小中一貫教育の推進を図る際には、小中一貫教育の成果と課題を踏まえつつ、それぞれの学校や地域の実情に応じる必要があります。

児童生徒数が減少していく状況下にあっても、単に児童生徒数のみに着目した学校規模や学校配置の適正化ではなく、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実という観点が最も重要です。

そのため、適正化を図る地域や学校はもとより、適正化の実施を見送る学校においても、小中一貫教育を推進することで、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実を図ります。

なお、本市における小中一貫教育の考え方は以下に示す通りであり、今後は、市内全小・中学校において取り組んでいくことを考えています。

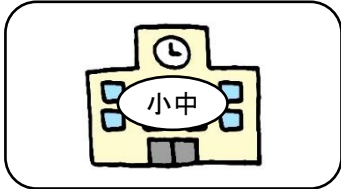
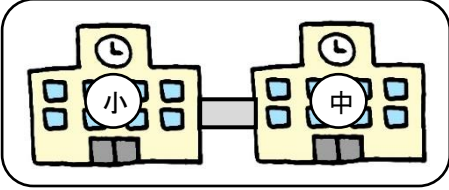
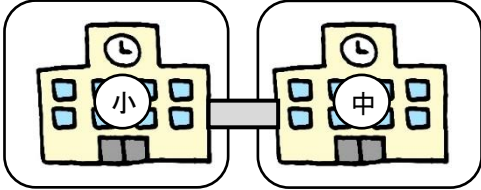
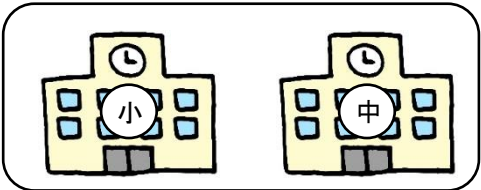
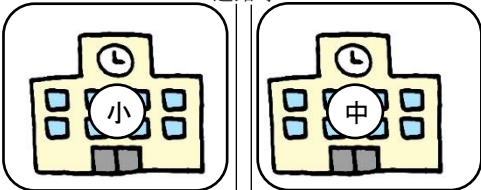
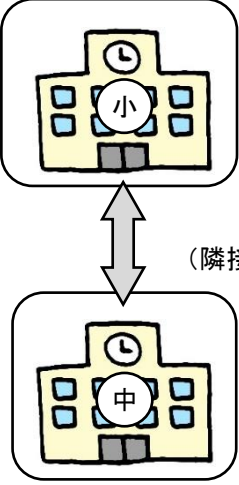
<本市における小中一貫教育の考え方>

- ・施設の形態^{※1}は、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」など、地域や学校の実情に応じる。
- ・法律上の学校の種類は、通常の小学校と中学校である「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」^{※2}とする。
- ・具体的には、学校教育目標の共有、小・中学校における目指す子ども像の共有、グランドデザインの共通化、9年間の一貫した教育課程の編成・実施、乗り入れ授業や教科担任制の実施、小中の教員による合同研修会などをはじめ、地域や学校の実情に応じた様々な取組を実施する。

※1 施設の形態：小中一貫教育を実施する際の施設形態は以下のように分類されています。
①施設一体型・・・小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。
(小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。静浦小中一貫学校は施設一体型に分類される。)
②施設隣接型・・・小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。
③施設分離型・・・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。
[平成27年7月31日 文部科学省報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」]

※2 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校
同一の設置者の下で、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小学校及び中学校
[平成28年3月「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について」]

参考 小中一貫教育における校舎の設置状況の分類

区分	校舎の設置状況
<p>施設一体型</p> <p>小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。(小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)</p>	<p style="text-align: center;">校舎の設置状況</p> <div style="text-align: center;">  <p>全部一体的に設置 (同一敷地)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>全部一体的に設置 (同一敷地、渡り廊下で接続)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>全部一体的に設置 (異なる敷地、渡り廊下で接続)</p> </div> </div>
<p>施設隣接型</p> <p>小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>別々に設置 (同一敷地)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>道路等</p>  <p>別々に設置 (隣接する敷地)</p> </div> </div>
<p>施設分離型</p> <p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>別々に設置 (隣接していない異なる敷地)</p> </div>

[平成 27 年 7 月 31 日文部科学省報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」に示されている図を基に沼津市教育委員会で作成。上記以外にも、学校の実情に応じた様々な施設形態が考えられる。]

2 ICTを活用した教育

近年、電子黒板やタブレット端末等のICTを活用した教育を本格的に実施する地方公共団体が出現し、具体的な教育効果が表れ始めており、ICTを活用した教育に取り組む動きは全国的に広がり始めています。

ICTの活用により期待されることとしては、授業の質の向上、学びの場の多様化、過疎化や少子化に伴う教育における質の確保、校務の情報化の推進・高度化などの様々な教育効果があり、以下のような具体的な授業の例が挙げられています。*

- ・体験学習、実験・観察等を行い、その情報を映像やデータ等で記録し、実体験とデジタルデータを合わせて理解を深めたり、思考力を高めたり、記録した映像を見直しながら話し合うことにより、新たな気づきを得たりする。
- ・従来の授業では実体験が困難な事象についてデジタル教材を活用して視覚化等を図ることにより、理解を深める。
- ・情報端末や電子黒板などを用いて個人やグループの考えを即時に整理・発表することにより、多角的な見方や考え方に触れる。
- ・他校の教室や社会教育施設、学校外の専門家、外国の学校などと結んで合同授業や合同活動、意見交換などを行うことにより、異なる考えや文化、専門的な内容にリアルタイムで触れる。

また、特に小規模校においては、児童生徒の社会性の育成や、児童生徒の学び合いや学校内外の様々な人々との協働学習、多様な体験を通じた課題探究型の学習などを進めるため、ICTを活用して遠隔地間の教室や施設をつなぎ、年間を通じて合同授業や合同活動を行うことなども考えられます。

以上のようなことから、ICTを活用した教育を推進することは、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実につながると考えられます。

※ 平成26年8月「ICTを活用した教育に関する懇談会報告書（中間まとめ）」文部科学省